

# 燕市農業支援事業の補助を受けるには

## 申請書の提出が必要です

本事業の補助を受けるには、申請手続きが必要です。補助を希望される方は下記をご覧ください、「**燕市農業支援事業取組承認申請書**」をご提出ください。

### 水稲・大豆（水田経営力強化推進事業）

米生産の需給調整を図るため、大豆や輸出用米、米粉用米の作付け、低コスト栽培、環境保全型農業の取り組みなどに対して補助します。

補助金名	対象作物	単価 (円/10a)	補助要件/取組確認	
① 転作物栽培支援補助金	重点作物補助金	麦 大豆	10,000	作付面積に対して交付 ※1 (販売用に限る)
	大豆収量・品質向上加算補助金	大豆	【収量補助】 【品質補助】	燕市基準単収以上に出荷があった場合、それを越えた数量に対して 10円/kg 1等 30円/kg 2等 20円/kg 3等 10円/kg
② 直播栽培推進補助金	全水稲	5,000	直播栽培の令和4年度から増加した面積に対して交付	
③ 環境保全型農業取組支援補助金	全水稲	3,000	エコファーマーが栽培する有機JAS認証米、新潟県特別栽培農産物認証米	
④ 輸出用米等栽培促進補助金	輸出用米 米粉用米	10,000	作付面積に対して交付 ※1	

### 園芸（園芸作物産地化推進事業）

農業所得向上のため、**収益性**の見込める園芸作物の作付けを推進します。

補助金名	対象作物	単価 (円/10a)	補助要件/取組確認
⑤ 園芸作物産地化推進補助金	たまねぎ えだまめ	30,000	市が栽培を推奨している対象作物の作付けを300㎡以上作付け販売し、栽培記録を記載している面積に対して交付 ※1
⑥ 水田収益力強化ビジョン推進作物補助金	野菜 果樹	15,000	【対象作物】（販売用に限る） ※1 たまねぎ、えだまめ、なす、長ねぎ、きゅうり、トマト、さといも、キャベツ、アスパラガス、ブロッコリー、いちじく

※1 国の経営所得安定対策における交付対象水田である必要があります。

支援内容は変更になることがあります

# 1 燕市農業支援事業取組承認申請書の書き方

① 日付は空欄にしてください。

年 月 日

② 住所、氏名、電話番号をご記入ください。

住所 吉田西太田 1934  
 氏名(※) 燕 太郎  
 電話 0256-77-8245

③ 申請する補助金に✓(チェック)を入れて、対象面積をご記入ください。対象面積は、実施計画書の面積と合わせてください。現地確認等で確認できない場合は対象外となります。

次のとおり令和5年度事業を実施したいので、燕市農業支援事業補助金交付のとおりに事業の取組承認を申請します。

補助金	申請	対象面積 (㎡)
④輸出用米等栽培促進補助金	<input checked="" type="checkbox"/>	21000
⑤園芸作物産地化推進補助金	<input type="checkbox"/>	
⑥水田収益力強化ビジョン推進作物補助金	<input type="checkbox"/>	

④ 内容を読み、✓(チェック)を入れてください。全てにチェックが入らない場合は対象外となります。

- ※申請する項目の□にレ点チェックする
- 【チェック欄】
- 暴力団、暴力団員に該当せず、かつ、暴力団員に該当しないことを誓約します。
  - 市税等の未納がないことを誓約します。
  - 燕市農業再生協議会の他、燕市や関係機関の事業に賛同し、協力を提供することを誓約します。

## 2 提出期限・提出方法

2月末日（2月末日が土日祝日の場合は前日）までにご提出ください。

## 3 年間スケジュール(予定)

申請内容	申請時期	
取組承認申請	2月末日	農業者 → 再生協議会
取組承認結果の送付	5月以降	再生協議会 → 農業者
交付申請・実績報告・交付請求	翌年2月頃	農業者 → 再生協議会
交付決定の送付	翌年2月～3月頃	再生協議会 → 農業者
補助金の支払	翌年3月頃	再生協議会 → 農業者

〈お問い合わせ先〉  
 燕市農業再生協議会事務局（燕市農政課生産振興係）  
 〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地  
 電話：0256-77-8245 FAX：0256-77-8504